回答書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第25号	平成31年2月3日	伊予市役所	産業建設部経済雇用戦略課

題 目 (テーマ):「ますます、いよし。ブランド」認定基準違反事例その2 (認定番号 17:はだか麦パンシリーズ) について

提 案 内 容(要旨)

認定番号17の「はだか麦パン」は一般的な食パンや一般的な小麦パンに比べて「水溶性食物繊維の量が約10倍」と謳っていますが、その根拠がなく、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)第五条(不当な表示の禁止)に違反しています。伊予市ブランドの品格が落ちないためにも本商品の認定取り消しをお願いします。

回 答 内 容

この度は、御提言ありがとうございました。

「認定番号 17 のはだか麦パンシリーズについて、認定を取り消してほしい」との御意見をいただきました。

御指摘のとおり日本食品標準成分表 2015 年版(七訂)及び一般財団法人日本食品分析センターによる分析試験データを比較した表示であり、認定事業者が加入している愛媛県パン協同組合において周知している内容に基づき行っているものです。

愛媛県パン共同組合では、日本食品標準成分表 2015 年版(七訂)は文部科学省が公表している公的なデータであり、引用し表示することに問題はないと考えているとのことでした。

これらのことから、本市といたしましては認定の取り消し等の対応は考えておりません。

ただ、一般的な小麦パンの表記にあっては、誤解を受けるおそれも考えられますので、 認定事業者に対し表記の修正方、指導をいたしたところです。御理解くださいますよう お願い申し上げます。